

## 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」 に係るパブリックコメントの実施について

本県は、県土の8割を森林が占める全国有数の森林県です。先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林を健全な姿で次の世代に引継ぎ、森林の恵みを受けている県民全体で森林づくりを支える仕組みとして、「長野県森林づくり県民税」（以下「森林税」といいます。）を導入し、平成20年度から事業を実施しています。

森林税については、本年度末で課税期間が終了することから、「みんなで支える森林づくり県民会議」（森林税を財源とした施策等について、県民の代表等から意見をいただくことを目的として設置）からの提言や「長野県地方税制研究会」（地方税のあり方を検討することを目的として設置）からの指摘、県民の皆様や企業、市町村等を対象としたアンケート結果等を踏まえ、平成30年度以降のあり方について、森林税を継続する場合や休止する場合も含め、改めてゼロベースで検討を行いました。

その結果、防災・減災の観点で緊急に取り組む必要がある森林整備や、教育、観光等の分野における森林の利活用といった新たな取組を実施するためには、引き続き超過課税を行わせていただくことが必要と考え、この度、「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」（以下「基本方針（案）」）といたします。）を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。

### 【基本方針（案）のポイント】

#### 【平成30年度以降の森林税の仕組み】

〔超過税額〕（個人）年額500円（法人）均等割額の5%（現行の森林税と同様）

〔課税期間〕平成30年4月1日から5年間

#### 【森林税を活用して行おうとする主な取組】

- ・「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備
- ・自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用
- ・森林づくりに関わる人材の育成
- ・多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用
- ・市町村に対する財政調整的視点での支援
- ・森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証

1 **募集事項** 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」に対する御意見

2 **募集期間** 平成29年9月21日（木）から平成29年10月25日（水）まで

3 **公表資料** 長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）

#### 4 **公表資料の閲覧方法**

長野県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminzei/pabukome.html>

（長野県ホームページトップ⇒パブリックコメント（画面右側）からもアクセスできます）

また、行政情報センター（県庁西庁舎1階）、地域振興局の行政情報コーナー、県庁森林政策課及び地域振興局林務課でもご覧いただけます。

#### 5 **御意見の提出方法**

上記長野県ホームページの入力フォームを御利用いただくか、任意の様式（参考様式…別添のとおり）にて表題を「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）への意見」とし、御意見を記入の上、郵送またはFAXによりお送りください。

#### 6 **御意見の提出先**

長野県林務部森林政策課企画係 あて

〔郵 送〕〒380-8570（県庁専用番号・住所記載不要）〔FAX〕026-234-0330

#### 7 **その他**

- ・ 電話及び口頭での御意見には対応できませんので、御了承願います。
- ・ お寄せいただいた御意見につきましては、御意見の内容と県の考え方を公表させていただく予定です。なお、御意見を提出いただいた方への個別の回答はいたしませんので、御了承願います。